

令和3年第1回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和3年1月21日(木) 午前10時00分～午前10時30分				
2 場 所	千葉中央コミュニティセンター 7階 7-1会議室				
3 出 席 委 員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明	
	委員	松戸 敏雄	委員	小松 由紀子	
4 出 席 書 記	事務局長	石野 隆史	次長	清水 公嘉	次長補佐
	主査	弘中 昭飛己	主任主事	小熊 友規	主事
5 議 題	報告第1号	事務局職員の異動について			
	報告第2号	令和2年度明るい選挙啓発ポスター・標語の審査結果について			
	報告第3号	公職選挙法施行規則等の一部改正について			
	報告第4号	選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策について			
	報告第5号	選挙管理委員会委員の異動について			
	議案第1号	千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について			
6 議事の概要	<p>(1)議題</p> <p>報告第1号 事務局職員の異動について (報告第1号について、報告があった。)</p> <p>報告第2号 令和2年度明るい選挙啓発ポスター・標語の審査結果について (報告第2号について、報告があった。)</p> <p>報告第3号 公職選挙法施行規則等の一部改正について (報告第3号について、報告があった。)</p> <p>報告第4号 選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症対策について (報告第4号について、報告があった。)</p> <p>報告第5号 選挙管理委員会委員の異動について (報告第5号について、報告があった。)</p> <p>議案第1号 千葉市選挙管理委員会選挙執行規程の一部改正について (議案第1号について、全員異議なく、原案のとおり決定した。)</p> <p>(2)その他</p> <p>①選挙に関連する報道等について ②次回委員会について 次回、令和3年第2回定例会は、2月25日(木)午前10時から開会することで決定した。</p>				

7 会議経過	<p>(要約)</p> <p><b>報告第2号について</b></p> <p>松戸委員 「啓発ポスター等の募集については、校長会で呼びかけられれば募集効果があるのではないか。」</p> <p>事務局 「毎年、各学校に直接依頼している他、市政だよりやホームページ上にお知らせを掲載し広く募集を図っている。これまで校長会へ特段の話はしていないが、検討する。」</p> <p>田部井委員 「小学校で模擬選挙を実施しているが、例えば実施校では応募数が多いとか、何か傾向などはあるのか。」</p> <p>事務局 「模擬選挙の実施と応募数の関係性については不明である。」</p> <p>田部井委員 「今年度、模擬選挙を実施した学校からの応募が何点か見受けられた。模擬選挙を実施する際にポスター等の応募を呼びかけられれば、模擬選挙を感じたことをそのままポスター等に生かせることができるので、校長会と同様、募集を呼びかける場として効果的と考える。」</p> <p>大野委員長 「ポスター等の募集時期は、夏休みの課題となるのか。」</p> <p>事務局 「各学校への依頼は、毎年、6～7月頃に行っている。夏休みの課題等で取り上げていただければとの一文を添えて依頼をしている。」</p> <p>大野委員長 「模擬選挙は冬に行うので、少し時期がずれてしまうところがある。」</p> <p>田部井委員 「来年度は、4月くらいから、年間を通して模擬選挙を実施する予定と聞いています。」</p> <p>大野委員長 「応募は多い方がいいとは思うが、数が多い場合、学校で提出作品を選定しているのか。」</p> <p>事務局 「学校にそこまでは依頼していない。啓発の趣旨からは、多くの応募をいただいた方が、選挙に興味を持ってもらったということになるので望ましいと考えている。」</p> <p>大野委員長 「多くの人への啓発というところを目的とすると、校長会などで呼びかけることは大変効果的と思うので、事務局で進めていただければと考える。」</p> <p><b>報告第5号について</b></p> <p>松戸委員 「市によって、通知文の体裁が異なる。統一すればよいと思うがどうか。」</p> <p>事務局 「連合会事務局に話をしたいと思う。」</p> <p><b>議案第1号について</b></p> <p>大野委員長 「年齢は満年齢を記載するのか。年齢を数え年等で記載した場合は無効となるのか。」</p> <p>事務局 「年齢は選挙期日現在での満年齢となる。生年月日は立候補届出の際に戸籍抄本で確認をするが、単に誤記であれば修正になると思う。」</p> <p><b>その他</b></p> <p>松戸委員 「報道では現市長は3月3日に辞表を出すようだが、今後の見通しについて尋ねる。」</p> <p>事務局 「市議会議長から市長が辞職した旨の通知が選管にあった時点で選挙事由が生じることなるが、公職選挙法の規定により、選挙事由発生から50日以内に選挙を行うこととなるため、知事選挙と同日となる時期に辞められるとの報道があることを踏まえると、知事選挙の選挙期日の前50日以内になった時期に辞職届がなされれば、知事選挙と同日で市長選挙を行ないうる可能性が生じることとなる。市長が辞職した旨の市議会議長からの通知があつた段階で、委員会を開催し、投票日を決定することとなる。」</p>
--------	--